

共通仕様書・要領等の改定

兵庫県 土木部
技術企画課 技術管理班

Contents

Chapter 1

地方自治法施行令および発注基準の改正による要領等の改定

Chapter 2

週休2日制度の改定について

Chapter 3

共通仕様書等の改定について

1. 地方自治法施行令および発注基準の改正による要領等の改定

(1) 地方自治法施行令の改正による適用金額の見直し

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(別表第五)の改正(令和7年4月1日施行)により、**随意契約**ができる金額が**250万円から400万円に引き上げられた**ことを踏まえ、要領等で定める金額について250万円から400万円へ引上げまたは見直しをおこなう

(2) 発注基準の改正による適用金額の見直し

物価上昇を考慮した発注基準等の改正(令和7年10月1日施行)により、入札方式の適用金額が改正されたことを踏まえ、要領等で定める適用金額について同様に改定する

対象要領

- ① 県内産品使用促進の取組要領
- ② 工事現場における施工体制確認要領
- ③ 工事書類作成の手引き
- ④ 土木部契約後VE(試行)実施要領
- ⑤ 土木部所管工事におけるSDGs 看板の掲示について

1. 地方自治法施行令および発注基準の改正による要領等の改定

① 県内産品使用促進の取組要領

・対象事業について、金額設定(契約金額が250万円以上)を削除

土木部の所管する全ての請負工事を対象とする。ただし、緊急的に実施する工事や総価契約単価取決方式による工事は除く。

土木工事共通仕様書(令和7年10月一部改定)

第2編 材料編 第1章 一般事項 第1節 適用

2-1-1-2 県内産品の使用

1. 一般事項

受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造(県内工場)された建設資材(県内産品)を原則として使用するものとする。ただし、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。

県内産品の調達が困難な場合は、取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難い場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」を提出し、確認を受けなければならない。

2. 適用除外

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事は、前項の適用を除外する。

1. 地方自治法施行令および発注基準の改正による要領等の改定

② 工事現場における施工体制確認要領(施工プロセスチェック)

- ・確認対象工事について、金額設定(請負金額が250万円以上)を変更

土木工事:請負金額400万円以上の工事

1. 地方自治法施行令および発注基準の改正による要領等の改定

③ 工事書類作成の手引き

・施工計画書作成の小規模工事とする契約金額(250万円未満)を変更

小規模工事(契約金額400万円未満の工事)は施工計画書の簡素化

その他改定項目

・電子検査について(案)

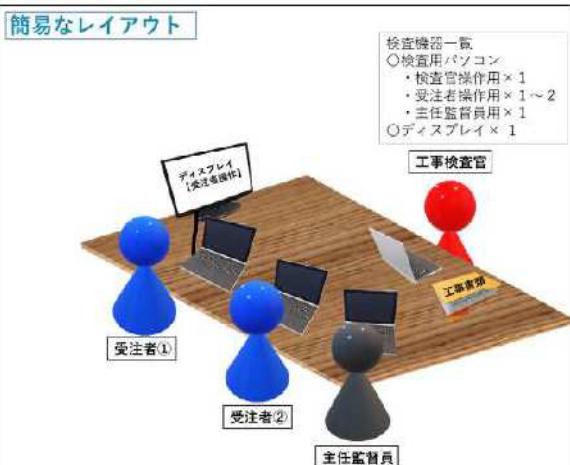
検査会場レイアウト(案)について「簡易なレイアウト」を追加

・施工計画書の作成例

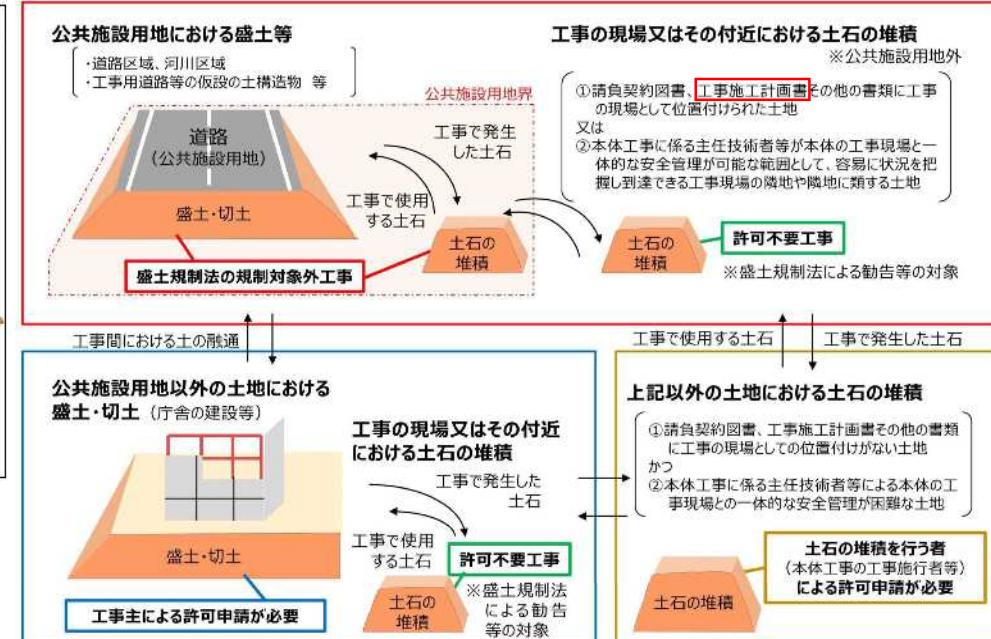
土砂の一時仮置きについて(盛土規制法関連)を追記



検査会場レイアウト(案)



検査会場レイアウト(案)



1. 地方自治法施行令および発注基準の改正による要領等の改定

④ 土木部契約後VE(試行)実施要領

・対象工事について、金額設定(歳出予算に係る1億5,000万円以上)を変更

土木部が所掌する歳出予算に係る**2億円以上**の工事

⑤ 土木部所管工事におけるSDGs 看板の掲示について

・対象工事について、金額設定(2億5千万円以上(公募型一般競争入札))を変更

3億5千万円以上の土木部所管工事

問い合わせ先:土木部 技術企画課 技術管理班 TEL 078-362-9287(内線 79484)

2. 週休2日制度の改定について

令和7年10月1日適用

建設業界における週休2日の定着と働き方改革の推進に向け「完全週休2日(土日)」、「完全週休2日交替制」を新設（月単位 → 週単位の管理へ）

I 週休2日制度

1 用語の定義

① 完全週休2日(土日) 新設

対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態（週の定義は月曜日から日曜日）

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態

2 対象工事

基本的に、土木部所管の全ての土木工事を対象

<対象外工事>

①「土木部土木請負工事成績評定の実施要領」において工事成績評定の対象外となる総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事。

②「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事。

③現地作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外すことができる。

※「公共建築工事積算基準」を用いる建築工事、設備工事は「営繕課・設備課所管工事における週休2日制度実施要領」(兵庫県まちづくり部営繕課・設備課)を適用する。

2. 週休2日制度の改定について

令和7年10月1日適用

3 工事成績評定

- ・現場閉所の週休2日(完全週休2日(土日)または月単位の週休2日)を達成した場合に評価する。(考査項目別運用表:主任監督員・総括監督員の工程管理欄にて評価)

※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、**1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。**なお、**完全週休2日(同一週内での週休2日)または月単位の週休2日が認められる状態**になるよう振り替えること。

- ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

4 労務費等の補正

当初予定価格に**完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数**を乗じる
(達成状況を確認後、達成状況に応じて変更時に減額)

【変更例】

- ・完全週休2日(土日)に満たない場合 ⇒ 月単位の補正係数に変更(減額)
- ・月単位の週休2日に満たない場合 ⇒ 完全週休2日(土日)の補正係数を除した変更(減額)

項目	改定前 (~R7. 9)		改定後 (R7. 10~)	
	4週8休以上達成の場合	土日現場閉所	土日現場閉所	月単位
一般 土木 工事	労務費	1.04	1.02	1.02
	機械経費(賃料)	1.02	—	—
	共通仮設費率	1.03	1.02	1.01
	現場管理費率	1.05	1.03	1.02

2. 週休2日制度の改定について

令和7年10月1日適用

5 確認方法

工事履行報告書(様式36)により確認

- ・完全週休2日達成状況欄に達成できた場合は(○)を未達成の場合は(×)を受注者が記入のうえ、監督員へ報告を行う

※1 休日数は、現場稼働中に工事着手（現場測量等）前、一時中断期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除くの原則十曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態にならう振り替えること、過の定義は月曜日から日曜日までとする。

*2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとし、上限は2日とする。

※3 (D) の日数は、(D) ≡ (A) となる。

總括監督員		主任監督員	現場技術員	現場代理人	主任(監理)技術者

2. 週休2日制度の改定について

令和7年10月1日適用

II 週休2日制度(交替制)

1 用語の定義

① 完全週休2日交替制 ~~で新設~~

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態（週の定義は月曜日から日曜日）※月を跨ぐ場合も含む

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態

2 対象工事

土木部所管の全ての土木工事のうち、従来の「週休2日制度」による実施が困難な下記の工事

- ① 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日）に作業が必要な工事。
- ② 昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事。
- ③ 現場条件や供用までの工期に制約があるなど現場閉所が困難と認められる工事。
- ④ 災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事。

※総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事は対象外

2. 週休2日制度の改定について

令和7年10月1日適用

3 工事成績評定

- ・週休2日制度(交替制)（完全週休2日交替制または月単位の週休2日交替制）を達成した場合に評価する。
(**考查項目別運用表：主任監督員・総括監督員の工程管理欄にて評価**)
- ※対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての週で28.5%(2日／7日)以上または、全ての月で28.5%(8日／28日)以上の場合。
- 当該週または当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。
- ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

4 労務費等の補正

当初予定価格に完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を乗じる

(達成状況を確認後、達成状況に応じて変更時に減額)

【変更例】

- ・完全週休2日交替制に満たない場合 ⇒ 月単位の週休2日交替制の補正係数に変更(減額)
- ・月単位の週休2日交替制に満たない場合 ⇒ 完全週休2日交替制の補正係数を除した変更(減額)

項 目	改定前 (~R7. 9)	改定後 (R7. 10~)	
	4週8休以上達成の場合 交替制（月単位）	完全週休2日 交替制	月単位
一般	労務費 1.04	1.02	1.02
土木	共通仮設費率 —	—	—
工事	現場管理費率 1.03	1.03	1.02

2. 週休2日制度の改定について

令和7年10月1日適用

5 確認方法

休日確保状況報告書により確認

- ・完全週休2日達成状況欄および月単位の週休2日達成状況欄に、達成できた場合は(○)を未達成の場合は(×)を受注者が記入のうえ、監督員へ報告を行う

※「会社名」、「氏名」、「休日確保状況」欄に記入する。（「休」：休日、「一」：対象期間外、空欄：対象期間）

下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

※技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示すること。

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う。

※完全週休2日交替制は、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（2日/7日）以上となる

休日確保を行ったと認められる状態をいう。（週の定義は月曜日から日曜日までとする。）

3. 共通仕様書等の改定について

- ・土木工事共通仕様書
- ・土木工事施工管理基準
- ・土木請負工事必携

令和7年10月改定

兵庫県ホームページ

ホーム > まちづくり・環境 > 設計・工事 > 制度・基準 > 土木の技術管理
に関すること > 土木工事共通仕様書・土木工事施工管理基準・土木請負工
事必携について

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/kyoutuushiyousho.html>

- ・土木設計業務等委託必携
(委託業務関係共通仕様書)

令和7年10月改定

兵庫県ホームページ

ホーム > まちづくり・環境 > 設計・工事 > 制度・基準 > 土木設計業務等
委託必携

URL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000057.html



Hyogo
Prefecture